

新居浜市空家等対策計画（案）に関する意見募集の結果について

平成29年2月20日
新居浜市建設部建築指導課

- 1 意見募集期間 平成29年1月10日（火）～2月9日（木）
- 2 意見等提出人数 3人
- 3 意見等提出件数 3件
- 4 意見等の概要と意見等に対する考え方

番号	提出された意見等の概要	意見等に対する考え方
1	<p>老朽化する空き家が増加する原因の一つに売れない要素があり、その多くに進入路の問題がある。進入路に隣接した住宅等の居住者が、その敷地を越えて道路を不法に使用し、軽自動車1台が通行できない状態となっている。行政として指導監督し、進入路を確保しないと防災面でも心配である。</p>	<p>道路の構造や交通に支障を及ぼしている場合は、道路法による措置が可能であり、また、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を感じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、道路交通法による措置が可能です。</p>
2	<p>近隣に既に何十年も空き家となっている建物があり、衛生面や景観に問題があり、いつ倒壊してもおかしくない状態である。市の条例等で罰則を設ける等、早く手立てをしてほしい。</p>	<p>空家等に関する相談として、当該空家等について現地及び所有者等の調査を行い、所有者等に改善を依頼します。</p> <p>また、空家等が特定空家等と判断される場合には、空家等対策計画（案）中の「第3章 特定空家等に対する措置等について」により対応することとなります。</p>
3	<p>空き家となった建物周辺で、庭木や雑草が繁茂し、道路に枝葉がはみ出す場合がある。空き家の所有者が不明なため連絡の方法がなく、また、わかっているにもかかわらず対応してくれないこともある。老朽化しているため、防災保安上の懸念を持っており、可能ならば撤去を望む。</p>	<p>空家等の建物に問題がない場合でも、敷地の雑草の繁茂により悪影響を及ぼしている場合は、現地及び所有者等の調査を行い、所有者等に改善を依頼します。</p> <p>また、空家等が特定空家等と判断される場合には、空家等対策計画（案）中の「第3章 特定空家等に対する措置等について」により対応することとなります。</p>